

篠原文書
226-18

大日本帝國政府

明治二十二年
地券

下野國河内郡梁瀬村九百二十七番
字細田

下野國河内郡梁瀬村

一田四段貳步

持主

倉田太吉

地價金百五拾五圓拾九錢六厘

此百分ノ三金四圓六拾五錢六厘
明治二十年
此百分ノ二ヶ半金二圓八拾八錢

地租
地租

外
貳畝貳步
畦

右檢查之上授與之

明治十二年十一月廿日

栃木縣



【釈文】

「明治九年改正」(印) 地券

下野国河内郡梁瀬村九百二十七番
字細田 下野国河内郡梁瀬村

「明治九年改正」(印) 地券

下野国河内郡梁瀬村九百二十七番
字細田 下野国河内郡梁瀬村

持主

一 田四段貳歩 倉田太吉

持主

一 田四段二歩 倉田太吉

地價金百五拾五圓拾九錢六厘

地価金百五十五円十九錢六厘

此百分ノ三金四圓六十五錢六厘 地租

この百分の三 貨幣四円六十五錢六厘

明治十年ヨリ

地租

此百分ノ二ヶ半金三圓八拾八錢 地租

明治十年より

外 この百分の二と半 貨幣三円八十八錢

貳畝貳歩 畦

地租

他

右檢査之上授與之「地券之證」(印)

二畝二歩 畦

明治十二年十一月廿日 朽木縣(印)

右檢査の上、これを授与する

明治十二年十一月二十日 朽木縣

【大意】

【史料の説明】

地租改正は明治維新の中での土地制度、租税制度に関する一大事業でした。地券は土地所有権利証書のことです。最初に発行されたのは明治五（一八七二）年のことで、壬申地券とよばれています。翌六年七月二十八日に地租改正条例が公布され、土地収益をもとに地価を算定し、その三％を貨幣で納入するようになりました。

地租改正が進むにつれて、調査によって土地の広さや地価が確定しました。それらを記載して新たに作成された地券を改正地券とよび、壬申地券から切り替えられてゆきました。本史料も改正地券の一つであり、所在地、所有者、地目（土地を使いみちによって分けた呼び名）、段別（面積を町・反・畝・歩で表したものの）、地価、地租が記されています。

地租の記載では「百分ノ三」の左隣に「明治十年ヨリ」「百分ノ二ケ半」と書かれています。地租の負担額について農民の反発は強く、明治九（一八七六）年十二月に三重県を中心に起こった伊勢

暴動など、地租改正反対一揆が各地に広がりました。政府はこれらに衝撃を受け、翌十年に地租を二・五％へ引き下げました。いわゆる「竹槍でどんと突き出す二分五厘」です。本史料は明治十二年作成のものであるため、両方が併記されています。

明治二十二（一八八九）年、地租の徴収は土地台帳によって行うようになり、地券は廃止されその役目を終えました。地券を使用した授業、又は地租改正に関連する授業の展開例については、栃木県立文書館発行『学校教材史料集』第一号、第五号、第八号に掲載されています。なお、史料の転載等をご希望の方は、文書館まで直接お問い合わせください。